

2 事業の成果

(1) 設備の充実状況

三〇、七、一六付初中局長通達によりすべての公立小・中・高・盲・ろう学校は理科教育設備台帳を作成し、その総括表を県教委に提出しなければならぬことになり、これを実施したが、その結果は三十一年の項にのべる。

(2) 理科教育に関する研究成果

理振法の条文に示すとおり、理振法は単に理科設備(備品)を購入充実するにとどまるのではなく、理科教育そのものの振興を目標として制定されたものである。かかる見地から本県においては補助対象校は理科教育に関する研究を行いこれを発表報告する義務をもつことになっているが、二九年度対象校の研究成果は三十一年度において各地で発表され、それぞれの地域における理科教育振興のため有効な資料となっている。これを研究分野別に分類すれば次のとおりである。

イ 理科教育設備はいかにあるべきか。
 いかにして充実すべきか。
 ロ 理科教育をいかに行うべきか。学校経営面、カリキュラム、学習指導法等の研究。

イについては理振法基準の機械器具のみならず基準外の品目についても検討を行い、その学校に適した基準の作成にとめている。更に備品のみならず施設の面の研究、学校全体としての環境構成の一元化や、施設設備の管理運営の合理

化、能率化の研究も進めており一応の結果に達している。充実方法については年次計画の立案、そのための重要度使用頻度等の研究もなされている。さらに経済的に充実するために教具の自作の研究も広く行われ、これがまた教育効果の向上に役立つことも実証されている。次に学校経営面においては特に小学校における教師の能力差に基づく学級差解消の問題は今後まづところ多く、また現行指導要領の不備に、由来するカリキュラムの欠陥是正や、教師の教材研究・学習指導技術の研究は共に今後の研究実践によらねばならない。しかし多くの問題点を発見自覚してこれを解決しようとする意欲を高め、校内現職教育、方部の実技講習会

(第二表)

昭和三十一年度 理科教育設備費補助金配分状況

学校種別	補助希望数	補助対象内定校数	補助額(千円)	設置者負担額	補助対象校選定方法
小学校	101	57	3,450	市町村費	希望募集、出張所、同額以上
中学校	86	43	4,321	市町村費	本庁決定
高等学校	—	3	2,363	県費同額	本庁決定
盲ろう学校	—	—	100	—	—
計	—	103	10,134	—	—

4 補助金の交付

前年度どおり交付決定額の九割を前金払とし、残額一割は実績報告書の審査後補助金の確定をまわって第四・四半期において精算払をすることになった。

5 二九、二〇両年度末木県理科設備状況について

県下小・中・高・盲・ろう学校の設備一覧表を第三表及び第四表に(次頁参照)

等により向上の一途をたどっていることは喜ばしい。

二、昭和三十一年度事業状況

対象校選考の条件、義務の設定は前年度に準ずる。但し本年度は特に左の諸点を考慮した。

- (1) 市町村については補助金等適正化法の実施に鑑み補助事業を完遂しうるものを選ぶ。
- (2) 県立高校は未対象校及び現有率の低い学校を優先する。
- (3) 小・中学校中心対象校は初中局長通達に基づき、一ヶ年限りの指定とする。

イ 分校の現有率が極めて低い。特に小学校の分校に対する設置者の関心が極めて薄いことは僻地教育の振興上大問題である。理振法制定以来分校からの補助申請が小・中学校とも皆無であることは誠に遺憾である。二分の一国庫補助法の性格上、設置者負担のない学校には補助ができないからである。

ロ 盲ろう学校は県立学校としては低率である。ことに行動をとおして指導しなければならぬろう学校においては、設備を一層増強することが必要である。

ハ 高等学校の現有率の増加が少ない。市町村立の小・中学校においては第三表、第四表に示すとおり、補助金によらず設置者が独自で支出する金額が不十分ながらあるほか、基準総額が低いので増加率が大いだが、高校においては理振法以外では理科の備品費としての支出がないので、ほとんど団体費によって充実されている現状である。したがって設備の老朽化とともに将来、高校の設備が実質的には最も低率を示すに至るのではないかと思われる。この点から高校に關しては理振法による外独自の計画により設備の更新と充実を務めなければならない。

ニ 現状のまま設備を充実してゆけば今後何年で100%に到達しうるかといえば小・中学校一七年、高校二五年、盲ろう学校については二五年であるが、この計算には破損老朽による廃棄を考